

## 取引条件書（手配旅行）〈地域限定〉

（旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面）

（旅行業法第 12 条の 5 による契約書面）

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部になります。

当協会に旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります

\*本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。また、「標準旅行業約款<手配旅行契約の部>」に準じて作成しています。

### 1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は公益社団法人玉野市観光協会（以下「当協会」という）が手配する旅行であり、当協会に旅行の手配をお申込みになるお客様は当協会と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結します。
- (2)旅行契約とは、当協会がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が宿泊機関の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当協会旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます。）によります。
- (4)当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了いたします。

### 2. 旅行のお申込み及び契約の成立

- (1) 旅行のお申し込みは当協会所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の 10%相当額以上のお申込金を申し受けます。当協会業務の都合上、専用の画面に所定事項をご記載いただく場合もあります。お申込金は、旅行代金の一部として残金お支払いに精算させていただきます。
- (2) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立します。

### 3. お申込み条件

- (1)契約を申し込もうとするお客様は、当協会所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当協会に提出していただきます。
- (2)当協会と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号等を通知しなければなりません。
- (3)(1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当協会に支払う金銭の一部として取扱います。
- (4)現在健康を損なっている方、心身に障がいがある方、食物 3 アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方などで特別の配慮を必要な方は、その旨お申込時にお申してください。旅行の安全かつ円滑な実施のため、同伴者の同行を条件にしたり、場合によってはお申し込みをお断りさせていただくこともあります。
- (5)15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (6)お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力である場合はお申し込みをお断りします。
- (7)お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、お申し込みをお断りいたします。
- (8)その他当協会の

### 4. 旅行代金

- (1)「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手続き料金を除きます。）をいいます。
- (2)当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了します。したがって満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当協会がその義務を果たしたときは、お客様は、当協会に対し、当協会所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。

### 5. 旅行業務取扱料金

#### ■旅行取扱料金（手配旅行契約）

取扱料金	宿泊機関と、運輸機関その他のサービス機関の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の 20 % 以内
------	--------------------------------	------------------

宿泊機関・運輸機関 その他の サービス 機関を単独で 手配する場合	1 手配につき費用の 20 %以内 (下限 550 円)
--------------------------------------	------------------------------

(注)「手配」とは、予約の必要のない発券のみも含まれます。

#### ■旅行相談料金 (旅行相談契約)

相談料金	(1) 旅行計画作成のための相談	基本料金 (30 分まで 2,200 円)、以降 30 分ごとに 2,200 円
	(2) 旅行計画の作成	1 件につき 3,300 円
	(3) 旅行に必要な費用の見積	1 件につき 3,300 円
	(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	1 件につき 2,200 円

お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。また、お引渡し前であっても手配の全部または一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

#### 6. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
- (2) 運送・宿泊期間の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お役様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

#### 7. お客様による契約の解除

- (1) お役様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。
- (2) 次に掲げる場合は取消料を頂きません。
  - ① 旅行契約の内容に 11 項に例示するような重要な変更が行なわれた場合
  - ② 5 項(1)に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき
  - ③ 当協会がお客様に対し 3 項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
  - ④ 当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能になったとき。

取消料・違約金					
旅行開始日の前日から起算して遡って					
21 日目にあたる 日以前の解除日	20 日目にあたる 日以前の解除日	7 日目にあたる日 以前の解除日	旅行開始日の前 日の解除	当日の解除	旅行開始後の解 除又は無連絡不 参加
日帰り旅行に あたったは 11 日目	日帰り旅行に あたったは 10 日目				
無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

#### 8. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。① 予め例示した申込条件の不適合が判明したとき② お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき③ お役様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき④ 最小催行人数に達しなかったとき⑤ 旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

#### 9. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されてない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に冠する医療費、航空諸税、施設使用料、運輸機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

## 10. 当協会の責任について

### (1) 当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対してご通知いただいた場合15万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

### (2) 免責事項

当協会は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合、前項の賠償の責任を負いません。

- ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
- イ. 食中毒
- ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
- エ. その他の当協会または当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害

## 11. お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

## 12. 個人情報の取扱い

(1) 当協会は旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当協会にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。

取得した個人情報は旅行業取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2) 当協会は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で宿泊機関に対し、前号により取得した個人情報について、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当協会は①当協会商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当協会は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

## 13. その他

(1) ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

(2) この条件に定めのない事項は標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）

(3) 旅行条件及び旅行代金の基準日については2024年4月1日となります。

## 14. 旅行業取扱管理者について

旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不十分な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

### ○企画・実施

岡山県知事登録旅行業 第地域限定－429号

公益社団法人玉野市観光協会

旅行業務取扱管理者 阿部あけみ